

J. S. ミルの社會主義論

—遺稿 Chapters on Socialism を中心として—

杉 原 四 郎

はしがき

われわれは、J. S. ミルの廣大な思想體系を、社會主義の問題に視點をすえて研究してゆくことによって、通例過渡期の思想家とよばれているミルの思想の歴史的個性を、1830年頃から胎動し、48年革命を劃期とする現代史の基本線との關連において明確に浮彫しうるとともに、ミルの思想の本質としてこれ亦誰しもいうところの折衷的性格を、個々の問題領域においてでなくそれらを貫流する問題意識乃至思考方法において統一的に把握することができる。さらに本1956年に生誕150周年を迎えるミルの思想の現代的意義を評價する場合にも、この觀點は最も適當なものというべきであろう。ところで、このような研究にとって、1873年に歿するまでの晩年の數年間に彼がかきためておいた Chapters on Socialism¹⁾は、たとえ未完の草稿にもせよ、ミルの社會主義に対する唯一のまとまった著作であり、しかもそれに對する彼の立場を最終的に表明したという意味で非常に重要な資料であって、研究史上多くの人々の注目するところとなっているのも當然である。しかしそれと同時にこの遺稿は、序説ならびにはじめの4章だけ——それとても「もし」とこの著書が完成した上で著者の習慣通りに書きあらためられたとしたら、ここに示される順序ではあらわれず、その著書の種々な部分に組み入れられたかもしれない」ところの「概略の草稿」(テーラーの「まえがき」)にすぎない——で、著書全體の構造をうかがう手がかりもすくなくとも現在のところ與えられていないのであるから、これを重要資料として正當にとりあつかうためには、まず以て遺稿自體に對する周到な吟味を必要とする。²⁾ そ

こで本稿は、「ミルと社會主義」という包括的なテーマを基底にもちながら、當面焦點をこの遺稿自體にしほって、その内容を検討し、そこで社會主義論の論理構造を一つの側面からえがき出すことをこころみてみようと思う。遺稿の文献的解説や從來の研究史ならびに遺稿執筆當時の時代的背景などについての考察は、紙數の關係上すべてこれを別稿³⁾にゆづらなければならぬ。

I

遺稿は、「序言」を別にすると、順次につぎのような標題をもつ四つの部分からなっている。社會の現秩序に對する社會主義の諸反対、社會の現秩序に對する社會主義の諸反対の吟味、社會主義の諸困難、私有財產の觀念は固定的ではなく可變的。(以下それぞれ「反対」、「吟味」、「困難」、「觀念」と略稱する)。まず「序言」においてこの著作を思い立った動機と目的とをのべ、社會主義思想を私有財產論を中心として公平に真剣に検討することが現在是非とも必要であることを力説した後、以下吟味すべき社會主義の主張を否定的批判的側面と建設的側面とにわけて、「反対」と「吟味」は前者、「困難」は後者を問題とする。最後に「觀念」では、このような考察から「私有財產と競爭以外の全く新しい基礎の上に社會の經濟的制度をうちたてんとする社會主義の構想は、理想としては、又究極的な可能性の予見としてでき、どんなに價值あるものであれ、現在の方策としては利用できない」⁴⁾ ことが結論される以上、私有財產制の基礎の上に立ちながら「公共の福祉」を妨げないようにその制度を

きやすい。Schumpster, *History of Economic Analysis*, 1954 pp. 531—2.

3) 杉原「J. S. ミルと社會主義——遺稿『社會主義論』研究序説——」(近刊『經濟論集』關西大學70周年記念特輯號所收) 參照。

4) このパラグラフでの引用はすべて遺稿の「觀念」からである。以下本稿での引用はとくに断らぬかぎり遺稿からのものである。その場合 Fortnightly Review のページ數をいちいち示すことを省く。尙譯文は石上良平氏譯『社會主義論』(昭和25年、社會思想研究會出版部)を参考にした。

1) これは、1879年、ロンドンのミルにゆかりのふかい雑誌 *Fortnightly Review* の2月・3月・4月の3号にヘレン・テーラーのみじかい「はしがき」をつけて發表された。op. cit. vol. XXV. new series, pp. 217—7, 373—82, 515—30.

2) たとえばシュムペーターの「(この論文はミルの社會主義論という問題の理解を) たずけるどころかむしろあやまらせるものである」という警告を参照。ただし、このような表現は誇張であって、誤解をまね

改善してゆくことが問題であるとし、財産の觀念は決して固定したものではなく「人間精神の他のあらゆる創造物と同様に變化する」ものであり、「それがこれまで社會の進歩においてうけてきた改訂は一般に改良であった」⁵⁾ことを、具體的な事例をあげて説明した後、最後に、「社會主義者が前章に見たように社會の現經濟秩序に向って行いうるような激烈な糾弾は、現在社會の直接の利益を最少限度にしか享受していない社會の大部分の人々にとって一層有利な仕方で現制度が運営されるかもしれないあらゆる方策を十分に考慮することをたしかに要求するものだ」とのべて、序論で提起した問題の重要性をふたたび強調している。遺稿の篇別構成についてのこのようなスケッチから、われわれはつぎの二つのこと、すなわち、第一に、遺稿の現存部分は内容的に一つのまとまりをもつていて、企圖された『社會主義論』の總論的部分に該當する論點は、基本的にはほぼこれによってうかがい得べく、以下の諸章はおそらく主として改良策の各論的具體的検討にあてられる豫定ではなかったかということ、第二に、上に見たような遺稿の結論は、『經濟學原理』における社會主義論のそれ——『原理』第3版第2篇第1章の結語参照——と基本的には全く同一であるということをしむことができる。ところでミルの社會主義に對する考え方がこのように晩年においても不變であったにもかかわらず、しかもあえて彼が『原理』とは別に「この問題の全領域を一つ一つありますところなく論究する著作を計畫した」(ヘレンの「まえがき」)のは、60年代から70年代にかけて展開された政治的經濟的新情勢に應じて、彼が自己の見解を一そう明確にしてヨリ説得的なかたちで提示する必要を痛感したからにはほかない。すなわち、一方第一インターナショナルの積極的な活動とくにその一分派たるアナーキストの「革命的社會主義」⁶⁾が67年の改正選舉法によって參政權を獲得

したイギリスの労働者にも影響してこれを急進化させるとともに、他方それに對する脅威がさらでだに頑迷固陋なイギリスの保守派をしてあらゆる改革運動に對する冷靜な判断を失わせ⁷⁾ますます之を反動化させることによつて、「無謀な變革と變革に對する無謀な反対との間で」血みどろな鬪争が行われるような事態を招くということ、これこそ、ミルが何よりおそれるところであった。この際「最も重要なことは、すべての思慮ある人々がこれら人民の政治的信條がいかなるものであるべきかをいち早く考察し、その信條の各項を逐一十分な探究と討議に附さなければならない」ということである。そうすれば時期が熟した時に一般的合意によってその中の正しいものが採用され惡しきものがすてられるであろうし、古きものと新しきものとの間に行われる肉體的乃至は精神的だけの敵對的鬪争のかわりに、兩者の最良の部分が更新された社會構造において結びつけられるであろう」。「序說」にあるこの文章はミルの眞情を率直に告白したものである。以上遺稿の構成と立場とを瞥見したわれわれは、ついでその内容分析に立ち入ることにしよう。

II

ミルは、「序論」において、あらゆる社會問題を「今はじめて起ったかのごとくに」考察すべきであり、その場合の規準は「抽象的正義と社會の一般的福祉」以外のものであつてはならないとのべているが、このあまりに漠然とした規準の具體的内容を追求してゆくと、「分配的正義、あるいは成功と功績もしくは成功と努力との間の何らかの釣合」を重視する思想が、ミルの所論をささえていることに氣づくであろう。⁸⁾「出生という偶然事によって多くの人が享樂や精神的道德的利益の享受を拒まれて

については、ミルのつぎの手紙を参照。1871年12月6日付 Dupont-White 宛、72年3月4日付 G. Brandes 宛、72年10月4日付國際労働者協會ノッティンガム支部書記宛。

7) 晩年のミルはアメリカの内亂やアイルランド問題・ジャマイカ問題などに際して保守派の人々の示した反動ぶりに憤慨し、「advanced liberalism」の立場からこれと果敢にたたかっているが(『自傳』第7章参照)，このような人々にもとにかく一應社會主義論に耳をかたむける氣持をもたせようとするミルの熱意を、われわれはこの遺稿から十分によみとることができる。

8) 分配的正義のミルにとっての重要性を確認するためには、彼の他の著書が参照されるべきである。たとえば *Principles of Political Economy*. Ashley's edition, pp. 208—9. 戸田譯(二) pp. 25—7; *Autobiography*. Columbia U. P. edition, pp. 161—5, 西本譯 pp. 270—5 など。

5) このようなミルの財産史の觀方は、ここで彼が「きわめて有益な著作」として参照しているヘンリー・メインの *Ancient Law* その他の諸著とほぼ同一のものであることに注意。これらの財産史研究のイデオロギー的性格については、たとえば Schlatter, *Private Property*, 1951 pp. 265—9 参照。

6) 革命的社會主義をとりあげていることは『原理』に對する遺稿の大きな特色であるが、それは、「困難」のはじめとおわりの部分において、小規模な社會主義的組織體を漸次つみ上げていってその結果全國を社會主義化しようとする行き方とは反対に、「國の全生産手段を一個の中央權力によって管理する」體制を「一舉に」實現しようとする「革命的社會主義」は、社會主義の諸派の中でも最も大きな困難を内包していることをのべている。尙ミルの「革命的社會主義」觀

いるのに、他の人々は何ら努力することなく又功罪の如何にかかわらずこれらを相續する」という現實や「阿諛追従、つめたくけちな利己主義、取引上默認の虚言と奸策、場當り的投機」などの惡徳をともなう「精力と手腕の方が、美德よりもずっと出世に役に立つ」という事態を例示して、現在では「報酬は個人の労働と節欲に正比例せず、ほとんどそれに反比例する」という事を糾撻し、「人の功罪と殆んど關係のない貧困」の存在に社會自身が責任をおうべき最大の害悪を指摘する批判者の主張は、ミルもまた完全に同意するところである。しかし同時に彼にとっては、本來報酬と努力との間の均衡を保證すべき私有財產制度が全く逆の結果を示しているのは、社會主義者の主張するようにその制度の本質自體から必然的に生ずるものでは決してなく、その制度と兩立しうる諸種の方策によって十分克服さるべきものであるとされるのである。かくてミルはこの見地から一方社會主義者の「經濟的事實に對する、又ありのままの社會の經濟的現象が實際に決定される原因に對する無知」を批判するとともに、他方現體制において分配的正義を實現させうるような具體的改良政策を提案してゆくのであるが、さらに彼が社會主義の積極的プランを論評する場合においても、この見地は重要な一規準とされているのである。そこでわれわれも以下主としてこの視點から彼の所論をあとづけてゆくことにしようと思う。

「吟味」は三點において社會主義者⁹⁾の主張を論駁する。すなわち、彼らは（1）労働者の窮乏化が繼續的に進行していると同時に（2）資本家は不當の莫大な利益をえているようにのべているが、いずれも事實を曲げた誤りであって、「ヨーロッパ諸國の労働人口の生活狀態には、多くの改良の證據こそあれ、いやしくも信ずるにたるような悪化の徵候は何一つとしてない」し、また資本

9) 遺稿では廣義の社會主義——それは「すべての物が共有であることではなく、生産が共同計算でのみおこなわれるとともに、生産手段が共同財產として保持されることである」と規定される——思想が種々の見地から分類されているが、中心的地位をしめるのはフーリエ（およびフーリエ主義者の代表者としてのコンシデラン）、オーエン、ルイ・ブランなどの「思慮ぶかい哲學的な社會主義者」であって、彼らは、一方では、種々な社會惡の原因を競爭に求めて統一的に説明するとともに人口原理の重要性を認識することによって「舊來の單なる平等主義者や民主主義者」と區別され、他方では、社會主義の建設を部分的漸次的に實現せんとすることによって「革命的社會主義者」と區別され、又彼等自身、完全に平等な分配を主張する共產主義と、相異する能力に應じた分配を主張するフーリエ主義とに二分される。

家のとる利潤のうち3パーセント位のものは資本自體に歸されてよく、それ以上の取り分は起りうる損失に對する保険ならびに管理という彼の労働の賃金にすぎない。さらに（3）社會主義者は、窮乏の原因について、（I）労働者相互の競争→賃金低下→貧困化→多産→競争激化→…という惡循環と、（II）業者相互の競争→一時的價格低下→大業者の勝利と獨占→永久的價格引上げ→消費者の貧困という因果系列との指摘によって、これを競爭に歸するのであるが、これは事態の一面的觀察に止まっているといわなければならない。本來競爭が完全に自由に行われるなら、「それは商品の價格をとくにあげさげするものではなくてそれを平等化する、つまり報酬の不平等をならしてすべてを一般的平均に歸着させる傾向がある」のであって、それは「社會主義の原理から見てものぞましいもの」なのだ。しかるに彼等は獨占化の必然性とそれに伴う弊害を強調するけれども、鐵道業等の特殊な部門は別として——この場合は獨占の弊害を防止するために國家の干渉が必要であることはミルも認めることである——「普通の產業部門においては1人の富める競争者があらゆる小競争者をおい出してしまいうような力をもってはいない」。小經營が大經營に吸收されてゆく傾向の存在することは事實だが、それによって生産過程の合理化と流通過程の組織化とが進行し、しかも尙殘存する競争の作用によって、「小業者よりも安くうることを可能にした費用の節約は、初めと同様にその後も、低價格によって彼らの顧客に移行されつづける」であろう。

社會主義者が競爭に對して加えた非難のうちでミルが同意するのは、市場の廣大化につれて虛偽の宣傳や投機が横行しうる餘地が生じ、「これが盛んになると、慎重に關する最も單純な格言が無視されるのみならず、あらゆる形式の金錢的不正が最も危險なものにいたるまでおそろしい刺激をうける」という點である。たしかにこの點に「人々と富との増加とともに増大する、またその傾向のある一個の害悪」——それは上に見たようにあきらかに正義の原則を蹂躪する——が存在することは否定できない。¹⁰⁾しかしミルによれば、これとても現社會と兩立しうるような方策で克服できないものとは思われぬ。大衆の生活と關係のふかい日常消費物資の取引についていえば、現在急速に發展しつつある協同組合販賣店の活動¹¹⁾は「このような難點がかなりの程度まで克服できる

10) 流通過程に寄生する商業資本の横暴と不正とに対する社會主義者の痛烈な攻撃を、ミルは、「反對」において、コンシデランやオーエンの著書から長々と引用している。

11) この點については『原理』第4篇第7章第6節

ものである」ことを證明しているし、商人・銀行家・投資家のあいだで行われる詐偽行為について、「とがむべき破産を處理するもっと道徳的・合理的な方法が試みられてそれが失敗するまでは、商業の不正を、その盛行が商業上の競争と不可分であるところの諸害悪の一つとすることはできない」¹²⁾であろう。

以上のようなミルの遺稿での競争論¹³⁾は、『原理』第3版で増補された第4篇第7章第7節のそれとくらべると、質的な相違は見られぬとしても、一そう包括的であり又具體的である。われわれはこの説明のなかに、ミルの價格論や利潤論や恐慌論の實踐的意義をくみとりうるのであるが、それと同時に、これらの經濟理論の領域において一見ミルよりはるかに精緻な分析用具を駆使している現代の理論家たちが資本主義體制の基本的合理性を辯護する場合にもちいる論理が、ほとんど全部ここに出そろっていることに、注目せざるをえないのである。

III

正義の原則を私有財産制の下で貫徹するためにとられるべき方策としてミルが提案しているものは上にみただけでつきるのではない。土地所有や相續制度の改變があり、出來高拂制や利潤分配制さらには生活協同組合の普及がある。前二者は遺稿ではとりあげられぬままにおわっている¹⁴⁾が、とのものは問題とされており、しかもそれが論ぜられるのは「困難」においてあることに注

(とくに第5版1862年・第6版1865年において増補された實例)を参照。

12) この點については『原理』第5篇第9章第8節を参照。

13) さきに示された社會主義者の競争=窮乏化論のうちの(I)に關するミルの見解について、つぎの二點を注意しておこう。第一に、「吟味において」このような因果系列に人口原理がとり入れられたことは、「はなはだ慶賀すべきことだ」とされていること。第二に、この點は遺稿では論及されていないけれども、労働組合の活動は、「労働市場の取引の自由を妨げるどころか、かえってその自由上不可缺のものであり」、「労働者をしてその労働よりうまれる利潤にあづからせる端緒たるもの」として有用なものとされていること (Principles of Political Economy, pp. 937—8, 戸田譯(五) pp. 236—7)。

14) ただ「吟味」のなかにつきのような言及がある。「土地所有自體——私的個人による地代の取得——については、既述のように保留して後の議論にゆずることにする。けだし、土地所有權はのぞましい仕方で變化されるかもしれない。つまりすべての土地が、人間の労働と制欲の生産物に對する所有權を何らおかすことなくして、これを國家の財産と宣言されることになるかもしれない」。

意せねばならぬ。ミルにとって分配的正義の要請は、單に分配政策にかかわるものにとどまらず、それが個々人の積極的經濟活動を推進する機能をはたすという意味において、生産の問題ともふかい關連をもつとされているのであって、したがって又社會主義における經濟運営を吟味する場合の重要な一規準とされているのである。すなわち「困難」におけるミルの所論の重點は、「私有財產制度と共產主義との下における社會經濟の原動力の差異」——前者では私己心という個人的衝動、後者では「公共的精神・良心・名譽・信用など」——が兩者の經濟運営によよぼす影響を、人間性との關連において究明することにおかれているのである。まず現制度においては、經營の改善に由來する利潤はすべて資本家又は資本に個人的に責任を負う人々の所有に歸するのであるが、このような仕組は、「人類が現に到達している不完全な道徳的教養の水準においては」、新しい道を開拓し、遠い不たしかな利益のために危険をおかして當面の犠牲をはらうことを辭せぬ「企業心」を振起する至極適當な方策である。けだし「多くの人々の場合、怠惰と安樂への愛との不斷の影響¹⁵⁾にうちかつにたるほど恒常的でありかつゆるぎないものとされてきた……ところの唯一の誘因は、それによって彼ら自身およびその家族の經濟状態を改善することができるだろうという見込みである」が、「努力の増加とそれに應じた成果の増加とのつながりが密接であればあるほどこの動機は有力となる」のであるから。新機軸の發見と採用とを敢行する旺盛な企業心は、「人類の經濟的條件の大改善のため、また養うべき人口の不斷の増加にうちかって現状を維持してゆくためにさえ、總じて不可欠なのである」が、もしこのような企業心の活動が共產主義社會においても見られうるとすれば、それはその社會の成員の一般的行動原理として個人的利益よりは義務と名譽の方が有力なものになっていることを前提とするであろう。しかし人間性の大巾な改造ほど至難の業はないのである。なるほど教育による人間の可變性を否定するどころかこれを強調する點にこそ彼の所論の特質があるのであるが、しかも彼はここで「人間の教育は、あらゆる技術の中で最も困難なもの一つである」と、しかも公共心の一般的涵養たるや、「教育がこれまで成功をおさめること最も小さかった點の一つである」と主張

15) 『原理』でもつぎのように言われている。「およそ人間には怠惰の天性があり、ともすれば受動的となり、慣習になづみ、一旦えらんだ道を固執する傾向があるのだが、社會主義者はこの點を無視しているのであって、これこそは彼らの共通の誤謬である」(op. cit., pp. 793. 戸田譯(四) pp. 156—7)。

しているのであって、はるか將來のこととはいざしらず、すくなくとも現在又は近い將來においては、經營者の努力と報酬とを直結させる現體制の方が、たとえ「個人的利益を求める非常に過度の貪欲は、それが向う見ずでしばしば不正をともなう冒險を刺激することによって本來の目的に反する」という危険をともなうにもせよ、生産力の向上という點からしても共產主義社會にまさるとされるのである。

しかし上述の比較は經營者については妥當するとしても、労働者の場合は事情はことなるといわれるかもしれない。なるほど現在「彼らは固定した賃金を支拂われてゐるので、彼等の仕事の能率については自分の直接の利害は全然もっておらず……したがって雇傭労働が非能率であり、労働者の實際の能力を不十分にしか喚起することができないことが一般的關心の的となつてゐる」のに對し、「共產主義のもとでは、相互に働くのを監視し合う同志からなる社會の一般感情は、善良で精勵する労働には有利であり、怠惰・不注意・浪費には不利であることはたしかであろう」。しかし「労働の能率の點での現在の制度の主たる缺點は訂正されるかもしれない。出來高拂制¹⁶⁾ や利潤分配制 (industrial partnership)

16) ミルは『原理』第4篇第7章第6節の註で、イギリスの労働者が出來高拂制に反対するのを非難して、つぎのように述べている。「出來高拂は契約の完成である。そして、あらゆる仕事において、また最も微細な點にいたるまで、はたらいただけの報酬をあたえんとする原理を極度に實現するところのこの契約こそ、今日の社會狀態と文明の程度では、労働者に最も有利な制度である。ただし、はたらかずに報酬をえんとする非労働者には、最も不利な制度である」(op. cit., pp. 780—1, 戸田譯(四) p. 151 力點は引用者)。しかしこの遺稿の「困難」には、「もし〔労働者側で〕よく主張されるように、出來高拂いを利用して立派な労働者の爲しる最大限度をたしかめた後、出來高拂労働の價格を非常に低く定めて、彼がその最善の努力をしても、通常の労働に対する日給として受取れる程度以上を稼ぐことができないようにする、というのが使用者側のやり口であるなら、彼らが出來高拂いを嫌うのには實際に充分な根據があるわけである」という箇所がある。これをかいた時、ミルの念頭には、おそらく、彼が『原理』(第5版)の第5篇第10章第5節の註で推賞しているダンニングの小著『労働組合とストライキ』(1860)の主張が思ひかへられていてであろう。その同じ書物の主張を、マルクスが『資本論』第1卷第6篇第19章(「個數貨銀」)でどのように利用しているか、ミルとマルクスを對比せしめる場合の興味ある一論點となろう。

が推奨されるのはまさにこのような觀點からであって、とくに利潤分配制は「わが國でも外國でもすぐれた成果があがるものであることがあきらかになっている」とされ、さらにこの制度を媒介として生産協同組合へと發展するコースが示唆されているのである¹⁷⁾。

ミルは更にすすんで、「みずから働くよりも他人に働く方をこのむ怠け者や氣儘者がいるかぎり」、共產主義は各人に仕事を平等にわりあてるという難問の解決にくるしむであろうとのべ、それは結局往々にして期待されているような「相互愛ならびに意志と感情との統一」という魅力的なすがた」とは程遠く、「意見の對立によつて分裂せしめられ、その爲に破壊されてしまうことも稀ではなかろう」として、共產主義にとって「社會の全員における道徳的ならびに知的教育の高水準」の必要性を強調するとともに、共產主義にくらべていっそ低い分配的正義の原理を基礎とするフーリエ主義を、「それ自體において魅力的であり、他に知られているいかなる社會主義よりも普通の人間性 (common humanity) に要求するところがすくない」ゆえを以て最も高い評價をあたえているのである。

われわれはこのようなミルの所論の底にある一定の人間觀がよこたわっていることに氣づくとともに、同様の考え方方が現代の有力な經濟學者のいだく社會哲學にも往々にして存在していることを見出すであろう。たとえば、ケインズ『一般理論』第24章におけるつぎの一節は、ここでミルの主張——「この制度（共產主義）は物質的利益に關してはいささかも争うべきでないときめおり、この部面からは個人主義はしめ出されているのである。しかしいかなる制度もそれをしめ出すことができない他の部面があつて、そこでは名聲や個人的權力をもとめるあらそいは依然としてのこるであろう。利己的な野心が、多數の人々にあってはそれが主としてそこで活躍するところの富や金錢的利益の部面からしめ出されるときには、いっそう強力になお解放されている領域へとおもむくであろう。そして個人的な熱情がその普通の通路からはずれてその主たるはけ口を別の方面にもとめるべくかりたてられるときには、經營上の優位と努力をめぐるあらそいは非常に激烈なものとなるであろう」——を、ほとんど異口同音にくりかえしたものといわねばなるまい。「金儲けと富私有との機會が存在するために、危險な人間性癖を比較的害のない方向へ導き入れができるのであって、それらの性癖は、もじこの方法によつて満たされないとすると、殘忍性とか個人的な權力の

17) この點については『原理』第4篇第7章第5節(とくに第6版での増補)にくわしい説明がある。

無謀な追求とか、その他個人的勢力扶植の諸々の形態にその捌け口を求めるに至るであろう……」。¹⁸⁾ ともあれ、環境の變化や教育の力によって人間性が大きく改造されうことを認めながら、さてその可能性を現實性に轉化するための第一條件たる生産關係の根本的變革が具體的な問題となってくると、そのことの不可能性を論證するための究極の根據として、改造さるべき當の對象たる「普通の人間性」をもちだしてきて、結局は本稿 I のはじめに見たような結論をみちびきだすということは、彼の思想が、分配的正義の立場から、あれほど痛烈に現社會の缺陷をつき、社會主義者の所論にあれほど柔軟な理解を示しながらも、本質的にはやはり「普通の人間性」——眞實は決して永久不動のものではなく、歷史的社會的規定をふかくこうむっているところの——に根ざしたものであることを、示しているのではないであろうか。

む　す　び

以上わたくしは分配的正義の要請という觀點から遺稿の内容を整理してきたのであるが、遺稿の所論をささえている基本的な原則乃至要請としては、これ以外にすぐなくともつぎの二つが存在することに注意しなければならない。その一つは收獲遞減の法則にもとづく人口過剰傾向の超歴史的な存在と人口抑制政策の必要性であり、他の一つは、人口抑制の成功と分配的正義の實現による高度な生活水準の上にいよいよその重要性を加えるところの、「人間性が思想においても實踐においても種々な方向に自發的に發展することができる自由」である。ミルが年少のころフランシス・プレイスの影響でその熱心な信奉者になり、終生みずから思想の一支柱とした新マルサス主義と、トックヴィルに示唆されて以來、これ亦生涯の重要課題としたマス・デモクラシーにおける自由

の問題とは、共にわれわれにとっても極めて重要な問題であって、この點からしてもミルが決して過去の思想家でないことはあきらかである。ところで、分配的正義の原理について示したように、この二つの見解の底にも亦彼獨自の人間觀乃至は歴史觀がよこたわっているのであるが、おそらくこの三つが相まって彼の社會哲學の核心を形成しているのであり、これの統一的把握によってのみ、彼の社會主義論の全面的理解に到達することができるであろう。また彼の社會主義論の特質、そこに集中的に表現されている彼の思想の過渡的折衷的性格は、これを、彼と同じ時代に、同じ問題を、同様に經濟學を中心とする廣大な思想體系によって解決しようとしたマルクス主義との對比によって、もっとも明確に浮彫することができるであろう。¹⁹⁾ ここではしかいづれも問題の所在を指摘するだけにとどめ、ヨリ包括的な詳論は別の機會にゆずらなければならない。 (1955. 11. 3)

19) 序説的ノートにすぎないが、杉原「マルクスの J. S. ミル批判」(京大『經濟論叢』昭和 28 年 3 月號所收) 參照。マルクスやエンゲルスがこの遺稿を讀んだという資料は現在のところないようだが、1892 年に出たエンゲルス『イギリスにおける労働者階級の狀態』英語版の序文にあるつぎの一節は、遺稿に對する彼等の批判としてもよむことができるであろう。「今日、不偏不黨というヨリ高い立場から労働者にむかって彼らの階級對立と階級闘争とをはるかに超越した一個の社會主義を説教し、あい戦う兩階級の利害をヨリ高い人間性において調和させようとする人々がいるが、そうした人々は、まさしく、これからまだ多くのことを學ばなければならない新參者であるか、あるいは労働者の最惡の敵、つまり羊の皮をきた狼であるか、どちらかである」(Engels, *The Condition of the Working-class in England in 1844*, translated by F. K. wischnewetzky, 1892, (reprinted 1926) p. X, 大月書店版選集補卷 2, p. 492)。

18) Keynes, *General Theory of Employment, Interest and Money*, 1936 p. 374. 鹿野谷譯, p. 456.